

令和 3 年度

一般廃棄物処理実施計画
(案)

清 水 町

I 総則

1 本計画の位置付け

本計画は清水町一般廃棄物処理基本計画（平成 29 年度策定）に基づき、本町の区域内で発生する一般廃棄物の適正処理を確保し、あわせて同基本計画の推進及び実施のために必要な廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関して必要な事項を定めるものです。

2 計画区域

清水町全域

3 計画期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 1 年間

II ごみ処理実施計画

1 令和3年度一般廃棄物の排出量及び処理量の見込み

廃棄物の種類	処 理 量
家庭系一般廃棄物	2,091 t
事業系一般廃棄物	671 t
合計	2,762t

1人1日全体平均排出量	1人1日平均排出量(家庭ごみ)
852 g	645 g

※人口は、8,883人（一般廃棄物処理基本計画推計値）

焼却処理量
1,958 t

※ごみ処理フロー（平成28年度）

資源化量
817t

資源回収率	29.6%
-------	-------

※資源回収率＝資源化量÷ごみ排出量

2 令和3年度の取り組み

(1) ごみの発生・排出抑制のための方策に関する事項

町は、ごみの発生・排出抑制及び再資源化施策を推進し、町民・事業者へ浸透を図るため、以下の施策を実施します。

【重点施策】

広報・啓発活動の充実	具体の事業	家庭ごみ収集カレンダーの配布 ごみ分別ブックの活用 広報等での啓発
	出前講座 (ごみ説明会)	「ごみ・資源物の適正な分別とリサイクル」のテーマに基づく啓発活動
環境学習・教育の充実	具体の事業	町民を対象とした学習機会の提供（施設見学等）

(2) ごみの減量化及び資源化に関する事項

町は、これまで継続しているごみの減量化及び資源化に対する啓発活動等を進めることにより、更なるごみの減量化及び資源化に向け以下の施策を実施します。

【重点施策】

排出量の適正化及びごみの減量化
布類(古衣類・毛布)の無償回収の推進
小型家電リサイクル法施行に伴うリサイクル品の回収推進
清水町衛生組合との連携による生ごみ減量化の推進

ア 古衣類(毛布)の出し方

回収できるもの(洗濯しているもの)		回収できないもの	注意点
メリヤス地	シャツ、ズボン下、Tシャツ、ベビー服、ポロシャツ 他	下着、枕、座布団、 布団、便座カバー、 ぬいぐるみ、カーテン、 玄関マット、ジュタン、 ハギレ、和服類(着物一 式)、スキーウェア、手 袋、反物、丹前、洗濯し ていないもの等 (汚れのひどい物、ペッ トの臭いの付いた物等)	ボタン、ファスナ ー類はそのまま出 す。 (必ずビニール 袋に入れて出す)
綿地	シーツ、布団カバー、トレーナー、 Yシャツ、ブラウス、パジャマ 他		
タオル地	タオル、バスタオル、タオルケット、 ベビー服、バスローブ 他		
ネル地	寝間着 他		
その他	ジャージ、Gパン、背広、毛糸類、 コート、ジャンパー		
毛布	毛布はひもで縛って出す。(必ず洗濯して出す)		
回収場所	役場、文化センター、御影支所の各所に設置している指定袋(オレンジ袋)で回収する。(無償回収)		

イ 小型家電リサイクル法による小型家電の出し方

回収できるもの	注意点
電話機、携帯電話、PHS端末器、カメラ類一式、ビデオカメラ、DVDレコーダー・映像機器類、デジタルオーディオ機器類、パソコン、電子書籍端末器、電動工具一式、電子辞書、炊飯器、電気ストーブ、ゲーム機、電源等各種ケーブル類	電池は抜き、パソコン等の個人情報情報はデータを消去して出す。
回収場所	役場町民生活課、御影支所の各窓口で回収する。(無償回収)

(3) ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する事項

町は、効率的な収集・運搬体制を実施し、事業系一般廃棄物や在宅医療廃棄物の適正排出の徹底など、ごみの適正な処理を推進するため、以下の施策を実施します。

【重点施策】

不適正排出未然防止監視	ごみステーションを中心に、巡回、監視を行うことにより、不適正排出の未然防止と排出者に対する指導の強化
不法投棄等未然防止強化	巡回、監視を行うことにより、不法投棄の未然防止と排出者に対する指導の強化

ア 事業系一般廃棄物

【収集運搬及び排出方法】

事業系一般廃棄物（事業活動に伴って生じた一般廃棄物）は、事業者が自らの責任において次のいずれかの方法により、適正に処理するものとします。

- (ア) 事業者が自ら処理するか、又は町長が許可した一般廃棄物処分業者に処分を委託して処理します。
- (イ) 一般廃棄物の処分をくりりんセンターに依頼する場合は、事業者自ら同センターへ搬入するか、又は町長が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に同センターまでの運搬を委託するものとします。
- (ウ) 一般廃棄物の処分を清掃センターに依頼する場合は、対象となる事業者は年間実績が10トン未満の事業者であることを条件とします。

イ 在宅医療廃棄物

医師の指導に基づく在宅での医療行為の実施に伴って生じた廃棄物（在宅医療廃棄物）については、針刺し・感染事故の防止及び排出者のプライバシー確保の観点から、次の方法により排出するものとします。

在宅医療廃棄物の種類		排出方法等
(ア)	注射器及び注射針等の鋭利なもの 感染性の危険が高いと判断されるもの 使い残して不用となった医薬品類	提供を受けた医療機関又は薬局へ返却する。
(イ)	針の付いていないチューブ類、カテーテル類 腹膜透析（CAPD）バッグ、点滴バッグ、プラスチック製ボトル類 ストーマ袋、導尿バッグ	【燃やせないごみで排出】 汚物はトイレに流した上で、液漏れしないようにし、ビニール袋か紙袋に入れてから燃やせないごみ（指定袋）に入れてごみステーション等へ排出する。
(ウ)	薬の容器（ガラス製、金属製）、点滴ボトル（ガラス製）	【燃やせないごみで排出】 中身を残さないで、燃やせないごみ（指定袋）に入れてごみステーションへ排出する。

(4) 不法投棄への対応

町は、廃棄物の不法投棄を未然に防止するため、職員による廃棄物の監視パトロールの強化を図ります。

(5) その他ごみの処理に関し必要な事項

ア 町は災害時のごみ処理対策について、清水町地域防災計画に従い適切に対応します。

イ 町で処理できないものの周知を図ります。

3 収集・運搬計画

(1) 町で収集するごみ・資源物

町で収集するごみ・資源物は、家庭から排出されるものとします。

ごみ・資源物の種類	収集・運搬				中間・最終処分等		
	主体	回数	排出方法	方式	方法	主体	最終処分施設
燃やせるごみ	町 (委託)	週2回 (農村は週1回)	台所ごみ、布類、紙くず、木切れ等を指定有料袋に入れて排出する。	ステーション	焼却	組合	くりりんセンター
燃やせないごみ	町 (委託)	月2回	資源にならないプラスチック類、陶磁器、ゴム、革類等を指定有料袋に入れて排出する。	ステーション	破砕選別	組合	くりりんセンター
缶・びん ペットボトル・ 金属類(スプレー缶含む)	町 (委託)	週1回 (農村は月2回)	洗浄し、「缶」「びん」「ペットボトル」「金属類」を別々の透明袋に入れて排出する。(スプレー缶は中身を出しきり穴を開ける。)	ステーション	資源化 選別・圧縮	指定法人	-
プラスチック容器 紙容器	町 (委託)	週1回	汚れを取り除き、「プラ」「紙」は別々の透明袋に入れて排出する。	ステーション	資源化 集積	容器包装リサイクル協会 指定法人	-
古紙類	町 (委託)	週1回 (農村は月2回)	新聞・チラシ、段ボール、雑誌類、紙パックはそれぞれひもで束ね、シュレッターは透明の袋に入れて排出する。	ステーション	資源化	指定法人	-
古衣類 毛布類 小型家電	直接	随時	衣類、毛布類は透明袋に入れて直接所定の場所に、小型家電は直接窓口を持参する。	役場等	資源化	指定法人	-
乾電池 刃物 蛍光管 ライター	町 (委託)	月2回	乾電池・刃物は別々の透明袋、蛍光管は製品の箱に入れて排出する。オイルの残っているライターは透明の袋で排出する。	ステーション	資源化	町 (委託)	処分専門業者
大型ごみ	町 (委託)	電話申込制	大型ごみシールを添付して排出する。	戸別	破砕	組合	くりりんセンター

(2) 排出者又は許可業者が施設へ直接搬入するごみ

ア 事業系一般廃棄物

商店、工場、事務所、会社、農家等事業活動に伴い生じた産業廃棄物以外のごみ

イ 引越しごみなど家庭から一時的に多量に発生したごみ

許可業者に収集運搬を委託するか、自ら下記の施設に搬入します。

ごみ・資源物の種類	収集・運搬		中間・最終処分等			
	主体	方法	方法	主体	最終処分施設	
燃やせるごみ	排出者 許可業者	—	焼却	組合	くりりんセンター	
燃やせないごみ		—	破砕選別		くりりんセンター	
缶・びん ペットボトル・ 金属類(スプレー缶含む)		洗浄し、「缶」「びん」「ペットボトル」「金属類」を別々の透明袋に入れて排出する。(スプレー缶は中身を出しきり穴を開ける。)	資源化	選別・圧縮	指定法人	—
プラスチック容器		汚れを取り除き、「プラ」「紙」と別々の透明袋に入れて排出する。			容器包装リサイクル協会	指定法人
紙容器		新聞・チラシ、段ボール、雑誌類、紙パックはそれぞれひもで束ね、シュレッターは透明の袋に入れて排出する。 ※木・枝類は直接処分業者へ排出する。	資源化	集積	指定法人	
古紙類					指定法人	
木・枝類					許可業者	
大型ごみ		—	破砕	組合	くりりんセンター	

(3) 町で処理ができないもの

ア 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）が適用される家電製品
エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

イ 適正処理困難物

ピアノ、鉄柱、大型温水器、農機具、タイヤ、コンクリート片、ブロック、砂、土、石、瓦、ガスボンベ、消火器、バッテリー、廃油、灯油、塗料、火薬、農薬などの危険物、在宅医療廃棄物（鋭利なもの）など

ウ 特別管理一般廃棄物

(4) 一般家庭系廃棄物の収集地区と収集日

ア 収集地区

	A地区	B地区	農村地区
地域名	北1条、北2条、北3条、黎明、北星、北星団地、ホクレン、本通2、本通3、平和、本通5、栄、新栄、一新、交和、南2の2、竹葉、日の出1、日の出2(一部)、日の出3、朝日、交睦(一部)、日清(一部)、清光、若松、若松団地、鉄南、西文化、公栄、清和1(一部)、西清水、神居1(一部)、神居、日光、清美、宮の森団地、文京	日の出2(一部)、交睦(一部)、日清(一部)、神居1(一部)、曙、東和、富士、日甜、有明、清和団地、清和1(一部)、桂町、東団地、東清水、上清水(一部)、南清水、新緑、公苑東町、御影日の出、大成、睦、興亜、新興、奉賛、東洋、西都、大平、桜ヶ丘(一部)、羽田桐、桜ヶ丘団地、御影鉄南、さくら野、青葉	北清水、上清水、下佐幌、人舞、下人舞、熊牛、北熊牛、松沢、美蔓、御影、羽帯、旭山新緑 各地域福祉館または指定収集場所

イ 収集日

区 分	A地区	B地区	農村地区
燃やせるごみ	火・金	火・金	金
燃やせないごみ	基本収集日 月(第1・3)	基本収集日 月(第2・4)	基本収集日 月(第2・4)
資源ごみ(新聞、雑誌、缶、びん、ペットボトル等)	水	木	火(第2・4・5)
資源ごみ(容器包装プラ・紙容器)	木	水	月(※プラ容器) 紙容器は 月(第1・3・5)
大型ごみ	火(第1・3)		

(5) 収集の休務日

土・日、祝日(一部収集有り)及び12月31日から1月5日まで

(6) 収集の開始時刻

午前8時30分

(7) その他

大型ごみは1人5点以内(収集日前日の午前中までに電話等で申し込む)

4 中間処理計画

(1) 焼却処理施設

名 称 (所 在 地)	くりりんセンター(帯広市西24条北4丁目1番地5)
供 用 開 始	平成8年(清水町は平成31年4月より供用開始)
処 理 方 式	全連続燃焼式ストーカ
公 称 能 力	330t/日(110t/24h×3炉)
焼 却 対 象 物	可燃ごみ、破碎選別処理後の可燃ごみ
設 置 主 体	十勝圏複合事務組合

(2) 破碎処理施設

名 称 (所 在 地)	くりりんセンター(帯広市西24条北4丁目1番地5)
供 用 開 始	平成8年(清水町は平成31年4月より供用開始)
公 称 能 力	110t/日
処 理 対 象 物	不燃ごみ、粗大ごみ
処 理 方 式	破碎・選別方式

(3) リサイクルセンター

名称（所在地）	清水町リサイクルセンター(清水町字羽帯 83 番地 8)
供用開始	平成 5 年 4 月
公称能力	0.7t/
処理対象物	家庭系・事業系の資源ごみ
処理方式	選別・圧縮・梱包方式
選別設備	手選別作業(缶類、びん類、ペットボトル、容器包装プラスチック) 磁選機・アルミ選別機(缶類)
圧縮減容設備	金属プレス機
梱包設備	圧縮梱包器(ペットボトル、プラスチック製容器包装)

5 最終処分計画

最終処分場

名称（所在地）	うめ〜るセンター美加登(中川郡池田町字美加登 279 番 10)	
埋立開始年度	平成 13 年度(清水町は平成 31 年 4 月より埋立開始)	
埋立面積	27,029 m ²	
埋立容積	311,200 m ³	
残余容量	193,767 m ³ (令和元年 10 月現在)	
埋立最終年度	令和 7 年度(当初)	
浸出水	処理方式	逆浸透膜処理方式
	処理能力	25 m ³ /日

Ⅲ 生活排水処理実施計画

1 計画区域 清水町全域

2 計画期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 処理計画量

し尿及び浄化槽汚泥排出量	内 訳	
	し尿	浄化槽汚泥
3,086 kℓ	1,402 kℓ	1,684 kℓ

4 生活排水処理の目標

町域内人口に処理人口の推計

年 度	令和3年度
公共下水道人口	5,021 人
集落排水処理施設人口	1,618 人
合併処理浄化槽人口	1,437 人
単独処理浄化槽人口	64 人
非水洗化(し尿収集)人口	1,142 人
生活排水処理率	87.69%

※R3年度より水道課(汚水処理人口の推移)と整合性をとる。

5 生活排水処理、し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

(1) 生活排水処理区域

処理施設	処理区域
公共下水処理場	清水市街
集落排水処理場	御影市街
合併処理浄化槽	公共下水道区域、集落排水処理区域を除く地区

(2) 合併処理浄化槽設置整備

町は、公共下水道事業区域外及び集落排水処理区域外の地区において、合併処理浄化槽の設置を促進します。

(3) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

ア し尿の収集運搬は町（委託許可業者）が行い、安定的な収集運搬体制を確保するため下表のとおり収集区域を定める。また、その処理は十勝環境複合事務組合で行う。

収 集 区 域	収集運搬実施主体
公共下水道区域、集落排水処理区域を除く区域	町（委託許可業者）

イ 浄化槽汚泥の収集運搬は許可業者が行い、安定的な収集運搬体制を確保するため、下表のとおり収集区域を定める。また、その処理は十勝環境複合事務組合で行う。

収 集 区 域	収集運搬実施主体
公共下水道区域、集落排水処理区域を除く区域	許可業者 5 社